

取引停止等の措置状況

本学における建設工事を除く物品の購入、製造及び役務その他の契約に関し、業者に対し下記のとおり取引停止等の措置を講じております。

平成 27 年 12 月 24 日現在

措置の相手方	措置の区分	措置を講じることとなった理由	措置の内容	措置の期間
旭防災設備株式会社 東京都世田谷区代田3丁目1 3番12号	談合	旭防災設備株式会社は、国土交通省東京航空局東京空港事務所が発注した消防設備点検業務の入札で落札できるよう、他9社と談合し、平成27年8月6日に代表取締役が談合罪で略式起訴され、国土交通省より、平成27年9月24日から平成28年5月23日まで(8ヵ月)、指名停止措置を受けた。このことは「国立大学法人東京医科歯科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」第11条、別表第6号に該当し、本学の契約の相手方として不適当であるため。	1. 取引停止 2. 取引停止の内容 ①一般競争契約における競争参加の停止 ②指名競争契約における指名停止 ③随意契約における業者選定の停止 ④本学の契約に係る製造、役務等の全部又は一部の下請の禁止（取引停止期間の開始前に下請けしている場合を除く。）	自 平成 27 年 12 月 24 日 至 平成 28 年 8 月 23 日